

議案第 25 号

渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 28 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例の一部を
改正する条例

渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例（平成 18 年渋川市条例第 235 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

地方自治法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項<u> </u>の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>